

令和6年11月

置賜広域行政事務組合議会 定例会会議録

令和6年11月18日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	相田克平	議員	2番	太田克典	議員
3番	山田富佐子	議員	4番	鈴木富美子	議員
5番	鈴木一則	議員	6番	渡部秀樹	議員
7番	遠藤榮吉	議員	8番	山口裕昭	議員
9番	須藤清市	議員	10番	関陽介	議員
11番	平誠	議員	12番	秋葉晶子	議員
13番	井上晃一	議員	14番	寒河江寿樹	議員
15番	寒河江司	議員	16番	菅原隆男	議員
17番	山田仁	議員	18番	関千鶴子	議員
19番	菅野富士雄	議員	20番	屋嶋雅一	議員
21番	高橋勝	議員	22番	安部春美	議員
23番	遠藤和彦	議員	24番	小関和好	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	近藤洋介	代表監査委員	吉田正幸
会計管理者	本間加代子	代表	事務局局長	村岡学
消防長	樋口洋介	事務局次長兼総務課長	高橋賢	
施設課長兼 米沢クリーンセンター所長	山口敬次郎	長井クリーンセンター所長	金子和幸	
南陽クリーンセンター所長	石川和規	千代田クリーンセンター所長	梅津憲司	
消防次長兼消防総務課長	高橋清一	消防次長兼米沢消防署長	数見等	
消防次長兼南陽消防署長	杉原利彦	予防課長	船山泰美	
警防課長	須藤俊明	救急救助課長	青木信徳	
通信指令課長	市川達宏	高畠消防署長	宮地一昭	
川西消防署長	山木広志			

出席した事務局職員職氏名

議会書記長	栗林美佐子	議会主幹	細谷晃
総務課長補佐	佐藤博聡		

議 事 日 程

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 一般質問
日程第4 報第2号 専決処分事件の報告について
日程第5 認第1号 令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
日程第6 認第2号 令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算
日程第7 議第16号 置賜広域行政事務組合指定金融機関の指定の変更について
日程第8 議第17号 置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者の指定について
日程第9 議第18号 置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について
日程第10 議第19号 令和6年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
日程第11 議第20号 令和6年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）

午後2時31分 開会・開議

○鈴木富美子議長 本日の会議に欠席通告の議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は24名であります。

去る10月31日招集告示されました令和6年11月置賜広域行政事務組合議会定例会はここに成立いたしました。

ただいまから、令和6年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○鈴木富美子議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

7番 遠藤 榮吉 議員

17番 山田 仁 議員

23番 遠藤 和彦 議員

以上3名の方をお願いいたします。

.....

日程第2 会期の決定

- 鈴木富美子議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日1日間と定めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。
-

午後2時32分 休 憩

- 鈴木富美子議長 ここで、暫時休憩いたします。
〔2番 太田克典議員 質問席に移動〕
-

午後2時45分 開 議

- 鈴木富美子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
-

日程第3 一般質問

- 鈴木富美子議長 日程第3、一般質問を行います。
発言を許可いたします。
2番、太田克典議員。
〔2番 太田克典議員 登壇〕
- 2番（太田克典議員） 皆さんこんにちは。米沢市議会選出の太田克典です。置賜広域行政事務組合議会での2回目の一般質問になります。今回から、質問回数に制限がなくなり、質問席からの質問については、一問一答方式とすることができるようになりました。このことにより、今後は、質疑、答弁の内容がより深まるものと期待をしております。今回は2項目を取り上げました。
- 1つ目は、し尿受入施設について伺います。現在建設中のし尿受入施設に関して、先日開催された第1委員会及び第3委員会では、令和7年2月1日から仮稼働が、同年4月1日から本稼働となることが示されました。先程の全員協議会では、この時期については不透明とのことですが、いずれは稼働するものとして、稼働後の運営に関し

て、次の2点について伺います。まず、し尿収集業者に支払う住民負担はどのようになるでしょうか。次に、当該施設を利用する各自治体の負担方法、負担額はどのようになるのでしょうか。お答えください。

2つ目は、P、F、A、S、いわゆるPFAS（ピーファス）と呼ばれる有機フッ素化合物を含む消火剤の現状をどのように把握しているか伺います。米沢市議会においては、「水道水のPFAS検査結果」と題する調査報告書が、8月の産業建設常任委員会協議会や市政協議会で示されました。その報告書には、PFASとは1万種を超える有機フッ素化合物の総称であり、自然界で分解しにくく、水などに蓄積することが分かったほか、人への毒性も指摘されており、国際条約であるストックホルム条約で、廃絶や使用制限がされていると記載されています。近年、このPFASが水道水などから検出され、住民から不安の声が上がっているとの報道を目にします。米沢市での調査については、こうしたことを背景に、国が求めた調査に答える形でなされたものと理解をしております。一方、このPFASが注目されるようになったのは、沖縄県の米軍基地周辺での汚染が端緒ではないかと思えます。この点に関して、例えば、2024年2月5日付朝日新聞では、「米軍基地周辺のPFAS汚染国内対策追われる米国、日本では対応鈍く」とする記事で、沖縄県でPFAS問題が表面化したのは、県が、米軍嘉手納基地周辺の河川や浄水場の調査結果を公表した2016年1月であり、さらに、同年2月9日付、同社同紙社説では、PFASの汚染は沖縄だけでなく、東京都の横田、神奈川県横須賀、厚木、青森県の三沢など、全国の米軍基地で報告されている。そして、政府の責任を指摘しています。これらの記事で注目すべきなのは、このPFASが泡消火剤に含まれているということです。それは、PFASを含む泡消火剤が、速やかな火災鎮火に有効であるためです。先に御紹介した記事でも、基地周辺の汚染は、米国各地で深刻な問題となっている。軍が長年、速やかな火災鎮火に有効なPFASを含む泡消火剤を使ってきたためだと紹介しています。こうした状況から、環境省では、PFASの一部とされているPFOS（ピーフォス）等含有泡消火剤全国在庫量調査を実施し、過日、結果を取りまとめて公表をしております。そこで、以下の点について当局の認識を伺います。まず、このPFASについて、どのような認識を持っているでしょうか。次に、泡消火剤を利用した消火設備や消火器について、どのように把握しているでしょうか。お答えください。

以上、演壇からの質問といたします。

○鈴木富美子議長 答弁を求めます。近藤理事長。

○近藤洋介理事長 太田克典議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、「し尿受入施設の今後の運営はどのようになるのか」についてお答えをいたします。近年、人口の減少と下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、搬入割合も変化しており、米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターし尿処理施設での効率的な処理が難しくなっていると同時に、施設の老朽化が進み、施設の更新が急務となっております。このような中、米沢市、南陽市、高畠町、川西町の、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、広域化、集約化により財政負担の軽減に有効な整備方法の検討を行ってまいりました。検討過程では、し尿受入施設を整備し、下水道と一括処理した場合と、し尿処理施設を統合し、更新した場合のライフサイクルコストを比較し、最も分担金が安価になる、し尿受入施設を整備するとの方針のもと、米沢クリーンセンタ

一及び南陽クリーンセンターを統廃合し、米沢市公共下水道終末処理施設米沢浄水管理センター敷地内に、し尿受入施設を整備することとしました。

また、検討過程におきましては、米沢市議会から米沢クリーンセンターの更新に当たりましては、米沢浄水管理センターとの統合について検討するようにとの意見書が出されるとともに、国におきましても、汚水処理の広域化を促進するため、計画策定から取組までを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業が創設され、新たに、し尿受入施設が社会資本整備総合交付金の対象となったところであります。

このようなことから、施設整備に当たっては、事業主体を下水道設置団体である米沢市とし、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、令和4年度から建設工事に着手、令和7年4月からの供用開始に向けて準備事務を進めているところであります。

御質問をいただきました「し尿収集業者に支払う住民負担はどうか」につきましては、現在、南陽市、高畠町及び川西町につきましては、本組合が、し尿運搬を業務委託として行っておりますけれども、し尿受入施設の供用開始に併せて、許可制に移行することから、し尿汲取料金は許可業者が定めることとなります。

令和7年度のし尿汲取料金は、運搬距離の延長、燃料費の高騰などにより、許可業者は値上げを想定していることから、関係市町1市2町と協議し、住民負担の軽減を図るため、し尿収集運搬に係る燃料費等の経費並びに、し尿汲取料金の一部を許可業者に補助することとしております。

次に、「当該施設を利用する各自治体の負担方法、負担額はどうか」につきましては、本組合と関係市町2市2町において、し尿受入施設の整備及び管理運営並びに経費等に関する協定書を締結し、経費の負担割合、支払方法等を定めて各種事務を進めているところであります。

また、米沢浄水管理センターで処理するに当たり、米沢市下水道事業会計に対し、その処理費用を負担することとなりますが、し尿受入施設に搬入された、し尿及び浄化槽汚泥は夾雑物を除去した後に、米沢浄水管理センターの処理工程の途中に無希釈で投入するため、下水道使用料金の適用を受けないということになります。このことから、し尿受入施設の処理負担金に関する協定書を締結し、下水道処理負担金を支払うこととしております。

なお、し尿収集運搬に関する補助、下水道処理負担金の詳細につきましては、後ほど山口施設課長から御説明を申し上げます。

次に、「P F A Sを含む消火剤の現状をどのように把握しているか」についてお答えをいたします。このP F A Sの一部の物質については、環境や健康への影響が問題視され、国際条約により、廃絶や使用が制限をされており、我が国では法律に基づき、製造、輸入が禁止をされております。これに伴いまして、これらの物質が含まれる泡消火剤についても、製造、輸入が禁止をされており、現在、当消防本部が保有しております泡消火剤につきましては、全てこれらの物質を含まない製品となっております。

なお、御質問がございました「このP F A Sについてどのような認識を持っているか」「泡消火剤を利用した消防設備や消火器についてどのように把握しているか」の詳細につきましては、後ほど船山予防課長から御説明を申し上げます。

私からは以上です。

○鈴木富美子議長 山口施設課長。

○山口敬次郎施設課長兼米沢クリーンセンター所長 私から、はじめに「し尿収集運搬に関する補助」について御説明いたします。

理事長から答弁ありましたとおり、住民負担の軽減を図るため、関係市町1市2町管内のし尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者に対し、運搬距離延長に伴う燃料費補助として、10リットル当たり3.3円を補助することとし、補助単価は年度ごとに算定し、令和7年度から5年間補助することとしております。

また、許可業者は、令和7年度から8年度までのし尿汲取料金について、現在の10リットル当たり140円から170円にすることを想定していることから、し尿汲取料金補助として、同じく1市2町管内のし尿収集運搬許可業者に対し、10リットル当たり15円を令和7年度から2年間補助することとし、令和9年度以降は、当該時点のし尿汲取料金を勘案し、関係市町で協議することとしております。

これらの補助により、令和7年度から8年度までの住民が負担するし尿汲取料金は10リットル当たり155円程度となる見込みです。

次に、「下水道処理負担金」について御説明いたします。し尿受入施設の処理負担金に関する協定書におきまして、米沢市下水道課から示された処理負担金の算定方法により、毎年、1立米当たりの処理負担金を算定し、米沢浄水管理センターに投入した量に乗じて得た額を下水道処理負担金として支払うこととしており、年間約2,600万円と試算しております。

また、令和7年2月からの仮稼働に係る下水道処理負担金に関しましても、本協定書を準用しまして、別途協定書を締結することで事務を進めております。

以上御理解を賜りますようお願いいたします。

○鈴木富美子議長 船山予防課長。

○船山泰美予防課長 私から、はじめに、「このPFASについてどのような認識を持っているか」についてお答えいたします。

このPFASでございますが、1万種を超える有機フッ素化合物の総称となります。その中でも、現在日本国内で規制されている化学物質でございますが、以前、製造されておりました泡消火剤に含まれていましたのは、主にPFOSとPFOA（ピーフォア）の2種類で、これを併せて、PFOS等とされています。

なお、総務省消防庁から、消防機関が保有する泡消火剤については、PFOS等が含まれない泡消火剤へ早期に更新するよう通知が出ており、現在、県内全ての消防本部では、既にこれらの物質が含まれない泡消火剤を使用しております。

次に、「泡消火剤を利用した消火設備や消火器についてどのように把握しているか」についてお答えいたします。はじめに、泡消火剤についてであります。空港や危険物施設、屋内駐車場などで火災が発生した場合には、燃料などに引火して大きな火災となりやすいため、一般的な消火剤ではなく、泡消火剤が有効的であることから使用されております。当消防本部の管内において、泡消火設備がある事業所については、消防法による届出の受付時や立入検査等の際に把握しており、消防設備の適正な維持管理、さらには、PFOS等を含む泡消火剤の有毒性等について指導しております。その中で、一部の事業者には、PFOSを用いた泡消火設備が設置されていることを確認しております。

現在、管内のPFOSを用いた泡消火設備を持つ事業所では、規制に基づき、適切に泡消火剤が管理されておりますが、特に、このような事業所に対して、今後も継続して、

有毒性や漏えい時の対処法について指導し、P F O S等を使用しない設備へ更新するよう働きかけてまいります。

なお、管内の危険物を取扱う事業所には、一部泡消火器が設置されておりますが、消火器は定期的に更新する必要があるため、現在、P F O S等を含む泡消火器が設置されている事業所はございません。

また、一般家庭に広く普及している粉末消火器にはP F O S等を含むものはございません。

以上、御理解を賜りますようお願いいたします。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番（太田克典議員） はい。まずは御答弁ありがとうございました。

順次、質問席から質問させていただきたいと思っております。まず、し尿受入施設の今後の運営ということですが、聞き取りの際に、いろいろお話をお聞きしたわけですが、実は8月の1日ですか、第3委員会で資料等を使って、当局のほうから委員会の中で、委員のほうに説明されている。その資料がありますということでしたので、改めてそれを見させていただいたところです。その当時の第3委員会の資料を、今の答弁中に見比べておったわけですが、基本的に8月に説明された第3委員会での資料に沿った形で、今進められていると、そのように理解してよろしいでしょうか。

○鈴木富美子議長 山口施設課長。

○山口敬次郎施設課長兼米沢クリーンセンター所長 8月の第3委員会で御説明したとおり現在進めているところであります。以上です。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番（太田克典議員） はい。それで先ほどの説明では、今度許可制になって、許可を受ける業者が料金を決めるんだと、許可予定の業者としては値上げを予定しておって、それを勘案して、それに見合った分を補助するように、今、関係市町等で協議をしているという話でした。結果的に住民負担、し尿処理をしていただいている住民の方々の負担が変わらないというふうに理解してよろしいですか。

○鈴木富美子議長 山口施設課長。

○山口敬次郎施設課長兼米沢クリーンセンター所長 はい。これまで許可制移行に関しまして、し尿汲取業者と何度か協議をしてきましたけれども、許可制移行の令和7年4月1日から、現在、南陽クリーンセンターセンターの手数料は10リットル当たり140円ですが、それを、10リットル当たり170円と、30円の引上げを考えているということがありましたので、関係市町と協議いたしまして、これまで私どもも、手数料改正した際には、10円とか15円程度で大幅な負担増にならないよう、抑えた経過がありますので、それも踏まえまして、今回30円のうち、15円は、受益者負担をお願いすることとして、15円を補助するというように進めております。受益者負担ということで、4月1日からは、10リットル当たり155円、そのような料金になるということでございます。以上です。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番（太田克典議員） はい。そうしますと、稼働後は15円、本来であれば30円値上げになるところを補助するので15円の値上げになるといったあたりですね。その点につきまして、今現在、住民の方々にどのように周知をされているのか。間もなく年を

越し、4月からということだと、そんなに期間もないわけですが、どのように周知をされているのでしょうか。

○鈴木富美子議長 石川南陽クリーンセンター所長。

○石川和規南陽クリーンセンター所長 はい。住民周知につきましては、私ども、南陽クリーンセンターで行っているものがありますので、お答えいたします。南陽市、高畠町、川西町での汲取りを利用されている方は、約3,000世帯いらっしゃるわけですが、周知文書を今月から発送しております、そちらに来年4月以降の汲取料金に対しまして、10リットル当たり15円当たりの補助金を支出しますということを明記しております。以上です。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番(太田克典議員) はい。1回の周知はされていると既に、これからですか。これから周知の予定だということですね。はい、1回で周知が済むのかどうかというところもあろうかと思えますけれども、なかなか実際に頼んでみて、あれ、15円値上げになっているじゃないかというように思われる方が、もしかしたら出てくるかもしれませんけれども、住民の方々への周知というものはしっかりと丁寧にやっていただきたいと、そのようにお願いしたいと思えます。

予定どおりといいますか、時期的には、先程の全員協議会でもありましたように、稼働の時期は不透明だということですが、そんなに間を置かずに、稼働になるだろうというような理解ということだと思います。ですので、今後、仕組みも変わってくる、関係する自治体間のお金のやりとり、予算上の科目が変わるとか、金額も当然変わってくるか、そういったこともあろうかと思えますが、各自治体で既に新年度の予算編成作業に入っていると思えますけれども、そうした点から各自治体とのお金のやりとり、科目の変更、金額、そのものについてはどのように連携しているのか、協議しているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○鈴木富美子議長 山口施設課長。

○山口敬次郎施設課長兼米沢クリーンセンター所長 はい。これまで米沢クリーンセンター、それから南陽クリーンセンターに、各関係市町の衛生担当課から分担金ということで管理運営費を頂戴しております。今後も、そのような形で分担金を頂戴して、し尿受入施設の運営経費に充てるほか、下水道に一括して処理を行っていただきますので、先ほどの答弁の中で申し上げました協定書に基づきまして、処理負担金を支払うという形になります。以上です。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番(太田克典議員) はい。そこはお互い自治体同士ですので、遺漏のないように是非スムーズな協議というものをさせていただきたいなというふうに思います。

2項目めはPFASの関係ですが、聞き取りの時にいただいた資料、環境省の報道発表資料ということで、全国の都道府県ごとに、PFOS等の含有量、これを載せた一覧表をいただきました。それ見ますと、山形県については、消防機関、先ほど説明あったようにゼロ、空港に若干、使用している例がある。それから、各自治体でちょっと気になるところはその他駐車場というところで数字があがっているわけです。先ほど答弁の中にありましたように、一部事業所で、泡消火剤にPFOS等を含むそういう消火剤を使っている事業所を把握しているというお話でした。これ、もし万が一ですね、

火災等が起きて、泡消火剤を使わざるを得ないような、そういう事態になって、消火設備から放出されるといった時に、危険性というものはどういうふうになるのでしょうか。

○鈴木富美子議長 船山予防課長。

○船山泰美予防課長 その件につきましては、今現在設置されている泡消火設備の事業所に関しては、オイルフェンス等で外部に漏れ出さないような措置をとるというところと、あともう1点が、消火剤を収集する設備がございますので、そちらに一括して入るようになっております。以上です。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番(太田克典議員) はい。分かりました。使ってしまったって、例えば流してしまうと、当然河川を汚染することになりますし、河川を通じてあるいは、地下のほうに浸透して地下水を汚染するというふうなことも考えられますので、万が一のときにはそれを回収するということが非常に大事なのではないかなと思います。

PFASの一部であるPFOS、PFOA、それが日本では法律で規制されていることですがけれども、先ほどちょっとお話ありました。総務省、消防庁、これはPFAS全体のフリーのもの、PFOA、PFOSを含んでいないPFAS、それについても、代替りの消火剤に置き換えていくような、そういう普及を促進していこうと、そういう取組みに着手していると、一部情報誌で報道になっております。その辺は把握されてますか。

○鈴木富美子議長 船山予防課長。

○船山泰美予防課長 把握しております。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番(太田克典議員) アメリカなどではPFOS、PFOAに限らず、PFASですね、それ全体の規制をするというふうなことで話が進んでいるようですので、是非、そこも、日本としては、きちりと対応していただきたいと思うところですがけれども、なかなか地方の消防署では対応できない部分もあろうかというふうに思います。ただそういう情報等が出ましたときにですね、消防庁等から、あるいは環境省とかですね、そういうところから情報を発出された場合には、速やかにお知らせいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。今朝のNHKの朝のニュースでも、実はその肥料についても、このPFOAが含まれていると、そういう事例が報道されておりました。なかなか基準等がないと、これが全国的に広まってしまうのではないかというふうな心配、懸念が示されておったわけですがけれども、是非、国においてはそういう基準等をつくっていただきたい。もしそういう基準等ができた場合には、先ほど申し上げましたように、速やかに、消防関係、消火剤等ですね、そういったものを市民の皆さんに住民の皆さんにお知らせいただきたい。そのようにお願いしておきたいと思います。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○鈴木富美子議長 船山予防課長。

○船山泰美予防課長 ただいまありましたように、法の改正等がございましたら、住民の皆様にも周知したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木富美子議長 以上で、2番、太田克典議員の一般質問を終了いたします。

.....

午後3時16分 休 憩

- 鈴木富美子議長 暫時休憩いたします。
〔2番 太田克典議員 自席に移動〕
-

午後3時16分 開 議

- 鈴木富美子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
-

日程第4 報第2号専決処分事件の報告について

- 鈴木富美子議長 次に、日程第4、報第2号専決処分事件の報告についてを議題といたします。
御質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
本件は報告事項でありますので、御了承願います。
-

日程第5 認第1号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算外1件

- 鈴木富美子議長 次に、日程第5、認第1号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算及び日程第6、認第2号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算の2件は、議事の都合により一括議題といたします。
この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。
〔近藤洋介理事長 登壇〕
- 近藤洋介理事長 ただいま上程になりました認第1号及び認第2号について、一括して説明いたします。
各会計とも、当該決算の詳細につきましては、既に配付しております歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果報告書、本組合監査委員の決算等審査意見書により、御了承賜ることとして、以下、その大要のみ説明いたします。
はじめに、認第1号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について説明いたします。
歳入総額は、41億8,013万6,971円であり、令和4年度と比較して、4億

7, 766万552円増加しました。

主な内容としましては、し尿受入施設整備事業において、工事年度割により、分担金及び負担金が増加するとともに、千代田クリーンセンターの電力売払いにおいて、電力単価の上昇に伴い、諸収入が増加しました。

歳出総額は、40億8,991万8,850円であり、令和4年度と比較して、4億9,093万6,587円増加しました。

主な内容としましては、第2款総務費では、広域交流拠点施設の維持管理などのほか、「遠隔自治体間連携」として、圏域と東京都港区による地域創発プラットフォーム「おきたま×みなと開港プロジェクト」を展開し、事業を推進したところであります。

また、電算共同処理として、米沢市ほか2市4町のコンピュータ利用による行政事務の共同化により、効率化を図ったところであります。

第3款民生費では、養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の適正な維持管理を推進するため、指定管理者のノウハウを活かしながら、入所生活の充実に資する事業を実施するなど、適切な処遇に努めたところであります。

第4款衛生費では、各クリーンセンターにおいて、適正処理を推進するため、整備計画に基づく施設の補修を行ったほか、各事業で必要最小限の設備、機器の補修工事等を計画的に実施するとともに、長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設では爆発事故による復旧工事、千代田クリーンセンター焼却施設では3号炉ボイラー水管破損による緊急補修工事を実施し、施設の保全管理及び安定稼働に努めたところであります。

また、整備事業に関しては、し尿受入施設整備として、米沢及び南陽クリーンセンターのし尿処理施設が老朽化していることから両施設を廃止し、新たに米沢浄水管理センター敷地内に、令和7年度より供用を開始する、し尿受入施設を整備するため、建設工事を推進したところであります。

次に、認第2号令和5年度消防特別会計決算について説明いたします。

歳入総額は、30億4,487万6,542円であり、令和4年度と比較して、6億4,887万7,722円増加しました。

主な内容としましては、高機能消防指令センター総合整備を推進したことから、組合債が増加しました。

歳出総額は、30億408万5,470円であり、令和4年度と比較して、6億2,906万6,444円増加しました。

主な内容としましては、圏域住民の安全、安心を守るため、消防、救急活動を遂行するとともに、査察広報車及び資機材搬送車を整備したところであります。

また、整備事業に関しては、西置賜行政組合との高機能消防指令センター共同運用に係る整備として、令和6年度からの運用を目指し、総合整備工事を推進したところであります。

以上が一般会計及び消防特別会計の決算の大要であります。

提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木富美子議長 続いて、決算の概要について説明を求めます。本間会計管理者。

[本間加代子会計管理者 登壇]

○本間加代子会計管理者 私から認第1号令和5年度置賜広域行政事務組一般会計歳入

歳出決算及び認第2号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算の2会計につきまして、その概要を御説明いたします。

はじめに、認第1号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算ですが、決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

1ページの合計欄ですが、歳入の予算現額45億9,949万822円につきましては、前年度と比べて8億7,148万1,822円の増となりました。この予算現額は、当初予算額43億737万円に、補正予算額2億4,179万2千円を増額し、さらに令和4年度からの繰越予算額5,032万8,822円を加えたものです。

調定額は41億8,038万3,962円で、これに対する収入済額は41億8,013万6,971円であり、前年度に比べて4億7,766万552円の増となりました。

この結果、予算現額に対する収入率は90.9%、調定額に対する収入率は99.994%となっております。

前年度に比べて、収入減となった科目及び減少額は、組合債が6,550万円の皆減、2款使用料及び手数料が4,916万5,309円、5款繰入金が879万2,631円であります。

一方、収入増となった主な科目及び増加額は、1款分担金及び負担金が4億3,729万8,467円、7款諸収入が1億5,619万7,728円、6款繰越金が599万5,272円です。

次に、不納欠損額ですが、令和5年度の不納欠損はございません。

次に、収入未済額は24万6,991円で、全額衛生手数料であり、前年度と比較して、7万2,881円の減となっております。以上が歳入の概要です。

続いて歳出に移ります。決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

支出済額は、40億8,991万8,850円で、予算現額45億9,949万822円に対する執行率は88.9%となり、前年度に比べて4億9,093万6,587円の増となりました。

前年度に比べて、支出減となった主な科目及び減少額は、3款民生費が8,967万323円、2款総務費が5,696万1,690円あります。一方、支出増となった主な科目及び増加額は、4款衛生費が5億4,534万255円、6款公債費が9,224万4,550円です。

以上の結果、収支状況ですが収入済額41億8,013万6,971円から支出済額40億8,991万8,850円を差し引いた歳入歳出差引残額は9,021万8,121円となり、令和6年度に繰り越しました。

なお、令和5年度から令和6年度へ繰り越すべき財源が18万7,266円ありますので、これを差し引いた9,003万855円が実質収支額となり、前年度より1,332万7,479円の減となりました。

以上が一般会計の概要です。

次に、認第2号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算です。決算書の5ページ、6ページを御覧ください。

歳入ですが、収入済額は30億4,487万6,542円で、調定額と同額です。収入の主なものは、1款分担金及び負担金です。

次に歳出ですが、支出済額は30億408万5,470円で、予算現額30億4,198万6千円に対する執行率は98.8%です。

以上の結果、収支状況ですが、収入済額30億4,487万6,542円から支出済額30億408万5,470円を差し引いた歳入歳出差引残額は4,079万1,072円となり、令和6年度に繰り越しました。

なお、令和5年度から令和6年度へ繰り越すべき財源がございませんので、この額が実質収支額となり、前年度より1,981万1,278円の増となりました。

以上が認第1号一般会計歳入歳出決算及び認第2号消防特別会計歳入歳出決算の概要であります。事業及び金額の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び主要な施策の成果報告書などを御覧いただきたいと思います。私からの説明は以上です。

○鈴木富美子議長 続いて、監査委員から審査結果について報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔吉田正幸代表監査委員 登壇〕

○吉田正幸代表監査委員 私から決算審査の結果について、御報告申し上げます。

最初に、議員並びに執行部各位におかれましては、決算等審査意見書1ページを御覧願います。監査の対象は、令和5年度置賜広域行政事務組一般会計及び消防特別会計でございます。

審査の期間は、令和6年8月6日から9月24日までの間、本組合監査基準に基づき、関係施設において、各会計関係諸帳簿や出納書類の照合を行うとともに、所属長及び関係職員からの説明を求め審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。各会計の決算の係数は正確で、関係法令に準拠して処理されており、予算の執行及び会計処理等についても適正と認められました。詳細につきましては、本意見書のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

なお、本意見書22、23ページに記載の意見・要望についてのみ抜粋して申し上げます。

本組合は、これまで多くの事業を計画し、大きな成果を上げて来られました。このような状況の中で、令和3年度から5か年計画で進められている米沢クリーンセンターと南陽クリーンセンターを統合する「し尿受入施設整備事業」は、米沢市、南陽市、高島町、川西町のし尿及び浄化槽汚泥を処理することを目的に、令和7年度の供用開始を目的として順次整備が進められています。

本事業は、本組合の主要な環境整備事業であり、圏域住民の生活環境に配慮をして一日も早い供用開始を期待するものであります。

また、長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、令和4年9月に発生した爆発事故に伴う復旧工事及び令和5年9月に発生した回転式破砕機電動機故障に伴う復旧工事並びに千代田クリーンセンター焼却施設3号炉ボイラー水管緊急補修工事など、突発的な事故による補修工事が発生しています。両施設とも圏域住民の生活環境に必要な施設であり、事故対策には万全を期し、早期完全復旧並びに再発防止に向けて最善を尽くしていただきますよう期待するものであります。今後を見据えれば、施設の老朽化等から施設整備や施設の改編の必要性、組織にあつては施設間の統合も視野に入れ、時代に適した組織の在り方を検討する必要があります。また、施設整備事業等で歳出の

増加が見込まれることから、行政課題や事業の必要性を的確に把握し、住民目線に立った費用対効果を主眼とした、適正かつ効果的な行政財運営に努めるよう要望するものがあります。

また、近年は異常気象による自然災害が多発している中において、消防救急業務の使命は、圏域住民一人ひとりの安全で安心な暮らしの構築であり、これまで培ってきた消防組織の歴史、これから構築していく広域消防救急業務の意義を明確にし、消防救急体制の強化を期待するものであります。

最後に、構成市町においては、人口減少や少子高齢化問題等を抱える中で、ますます厳しい財政運営になっていくことが予想されます。

このような状況下において、本組合の主な財源は、市町分担金が大半を占めていることから、最少の経費で最大の効果を挙げるため、職員一人ひとりが慣例に捉われない柔軟な発想と創意工夫をもち、社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、事務事業の優先度、経済性等に留意した財政運営に取り組む必要があります。

また、令和5年度から10か年計画として策定された広域行政事務推進計画に基づき、限られた人的及び物的資源を活用しながら、より一層、効果的、安定的かつ将来を見据えた組合運営と行政サービスのさらなる向上を期待するものであります。

以上、各会計の決算審査の報告といたします。

○鈴木富美子議長 以上、提案のありました2件について、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認第1号及び認第2号を認定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号は認定することに決まりました。

日程第7 議第16号置賜広域行政事務組合指定金融機関の指定の変更について

○鈴木富美子議長 次に、日程第7、議第16号置賜広域行政事務組合指定金融機関の指定の変更についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第16号置賜広域行政事務組合指定金融機関の指定の変更について説明いたします。

本案は、置賜広域行政事務組合指定金融機関の指定を変更するため、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○鈴木富美子議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第16号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議第16号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第8 議第17号置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者の指定について

○鈴木富美子議長 次に、日程第8、議第17号置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、須藤清市議員の退席を求めます。

〔9番 須藤清市議員 退席〕

○鈴木富美子議長 この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第17号置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者の指定について説明いたします。

本案は、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○鈴木富美子議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議第17号は原案のとおり決まりました。

須藤清市議員は着席を願います。

[9 番 須藤清市議員 着席]

.....

日程第 9 議第 18 号置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正
について

○鈴木富美子議長 次に、日程第 9、議第 18 号置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

[近藤洋介理事長 登壇]

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第 18 号 置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、ごみ証紙取扱業務において、業務内容を変更することに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○鈴木富美子議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 18 号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議第 18 号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第 10 議第 19 号令和 6 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 3 号)
外 1 件

○鈴木富美子議長 次に、日程第 10、議第 19 号令和 6 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 3 号) 及び日程第 11、議第 20 号令和 6 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算 (第 2 号) の議案 2 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

[近藤洋介理事長 登壇]

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第 19 号及び議第 20 号について、一括して説明いたします。

はじめに、議第19号令和6年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ601万1千円を追加し、補正後の予算総額を46億8,328万円とするものであります。

また、し尿受入施設整備事業について、労務費及び資材費の上昇による契約変更に伴い、継続費の年割額を補正し、総額を14億6,037万2千円とするとともに、置賜広域行政事務組合証紙（指定ごみ袋）取扱業務委託について、令和7年度から令和11年度まで債務負担行為を設定し、限度額を2億1,326万6千円、置賜広域行政事務組合証紙（指定ごみ袋）受注管理システム使用料について、令和6年度から令和11年度まで債務負担行為を設定し、限度額を264万円、南陽クリーンセンター解体工事について、令和6年度から令和8年度まで債務負担行為を設定し、限度額を4億7,119万1千円とするものであります。さらに、ごみ処理施設整備事業債の借入限度額について、510万円を減額し、9,690万円とするものであります。

歳出であります。各款においては、人事異動及び令和5年人事委員会勧告に伴う人件費の補正に加え、ごみ搬入量等の実績による分担金の精算、前年度繰越金を予算化するほか、衛生費では、工事請負費の契約差額を減額する一方、維持補修に伴う消耗品費、米沢クリーンセンター解体準備事業及び証紙（指定ごみ袋）取扱業務に伴う委託料、また、し尿受入施設整備事業において、契約変更に伴う工事請負費を増額するものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金及び諸収入を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、組合債を減額するものであります。

次に、議第20号令和6年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,518万4千円を追加し、補正後の予算総額を25億4,428万6千円とし、また、消防施設整備事業債の借入限度額について、240万円を減額し、1億6,290万円とするものであります。

歳出であります。消防費においては、人事異動、令和5年人事委員会勧告及び大規模災害出動に伴う人件費の補正に加え、前年度繰越金を予算化するほか、常備消防費及び消防施設整備事業費において、備品購入費の契約差額を減額、公債費では、財源組替、借入額及び借入利子の確定に伴う減額を行うものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金を増額し、分担金及び負担金、組合債を減額するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木富美子議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第19号及び議20号の議案2件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議第19号及び議第20号の議案2件は原案のとおり決まりました。

.....

閉 会

○鈴木富美子議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、令和6年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでした。

午後3時50分 閉 会

議 長 鈴 木 富 美 子

署 名 議 員 遠 藤 榮 吉

署 名 議 員 山 田 仁

署 名 議 員 遠 藤 和 彦

